

## 大崎ケーブルテレビ ケーブル TV Wi-Fi サービス利用約款

### 第1条(約款の適用)

1. 大崎ケーブルテレビ ケーブル TV Wi-Fi 利用約款(以下「オプション約款」といいます。)は、大崎ケーブルテレビインターネット加入契約約款(以下「基本約款」といいます。)の追加約款であり、基本約款と一体となって適用されます。
2. オプション約款は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「Wi2」という。)が定める「公衆無線 LAN サービス契約約款」および「ケーブル TV Wi-Fi サービス利用規約」(以下「Wi2 サービス契約約款等」という。)に基づきケーブル TV Wi-Fi サービス(以下「本サービス」という。)の提供を受ける者(以下「利用者」という。)と当社との間のいっさいの関係に適用されます。
3. オプション約款と基本約款または Wi2 サービス契約約款等が抵触する場合、オプション約款が優先して適用されます。

### 第2条(約款の変更)

1. 当社は、利用者と個別の協議をすることなくオプション約款を変更することができ、利用者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の約款を速やかに利用者に通知します。
3. 約款が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の約款によります。

### 第3条(サービスの内容・料金)

1. 本サービスの内容・料金は、別表に記載のとおりとします。
2. 本サービスは、Wi2 より提供されます。
3. 本サービスのみの利用はできません。

### 第4条(契約の成立と解除)

1. 申込者は、当社所定の方法による申込みをなし、利用者が当社の本サービス契約の申込手続きが完了した時点で成立するものとします。
2. 利用者は、当社に対し、解除日等の当社指定の事項を解除日から30日前までに当社所定の方法で通知することにより、利用者登録を解除することができます。
3. 利用者が当社のインターネットサービスを解約した場合は、本サービスの利用者登録も解除されるものとします。

### 第5条(債権の譲渡等)

1. 利用者は、Wi2 サービス契約約款等の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を利用者に請求することを承諾したものとします。
2. 利用者は、当社及び Wi2 が利用者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

### 第6条(料金計算方法)

1. 当社は、特に定めのある場合を除き、利用料金を暦月単位で計算して請求するものとし、利用者が暦月の途中で利用者登録を受けた場合は、翌月1日より課金するものとします。ただし、利用者登録を受けた日の属する月のうちに登録を解除する場合は、当該利用者は1月分の契約料金を支払うものとします。
2. 利用者は、暦月の途中で登録を解除する場合であっても、当月末日までの料金を支払うものとします。

### 付則

当社は特に必要がある場合には、オプション約款に特約および規定等を付することができます。  
オプション約款は、2014年 4月 1日より改定実施します。